

公 表 第 9 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成20年12月26日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	寺 崎 いわお

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
田主丸総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成20年10月8日 ～11月28日
北野総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成20年10月8日 ～11月28日
城島総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成20年10月8日 ～11月28日
三瀨総合支所	地域振興課、市民生活課、保健福祉課、環境課、 産業振興課、建設課、文化スポーツ課	平成20年10月8日 ～11月28日
教 育 部	教育委員会事務局 総務、施設整備課、学校教育課、学務課、 学校保健課、荒木学校給食共同調理場、 田主丸学校給食共同調理場、人権・同和教育室、 青少年育成課、教育センター、田主丸事務所、 北野事務所、城島事務所、三瀨事務所、 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 鳥飼小学校、南薫小学校、柴刈小学校、 川会小学校、大城小学校、金島小学校 良山中学校、青陵中学校	平成20年10月23日 ～11月28日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔田主丸総合支所・北野総合支所・城島総合支所・三瀨総合支所〕

平成17年の合併から3年以上経過した中で、総合支所と本庁間の業務上の課題について、検討会議が6月に1回開催されているが、その後開かれていない。現在の組織体制や権限と責任等の各課のあり方について、より効率的で効果的な事務事業遂行のためにはどのような形態が良いのか、改善すべきところはないかなどを絶えず検証し、あるべき姿を常に考え、問題意識を持って対応すること。

〔北野総合支所・城島総合支所・三瀨総合支所〕

地域振興基金については、合併前の各々4町区域の振興を図るため、当該区域に限定した事業に充てることを目的として設置され、合併後10年間で取り崩す予定となっている。しかしながら、基金が底をつけば基金活用事業は立ち行かなくなり、継続的に維持管理費用の伴う事業であれば新たな財源を必要とすることになる。

久留米市の経常収支比率が95.9%と、この2年間で一気に5.4ポイントも悪化し財政硬直化が危機的状況に至っている中で、今後の事業遂行に当たっては、将来の事業のあり方についても十分留意しながら、取り組まれない。

〔田主丸総合支所〕

有線放送事業については、合併以前から田主丸地域のみで展開された事業であるが、他の地域からはその具体的な有効性が見え難く今一つ理解がなされていない状況となっている。

有線放送事業によっていかなるメリットや効果があるのか、コスト比較も含めた事業効果測定を行い、具体的な数値等を示しながら対外的に理解してもらえようような努力をされたい。

〔教育部〕

1 「くるめ学副読本」については、発行後に30数箇所及び正誤表が出されることとなったところであり、多くの関係者の労力や時間及び多額の公金を投入したにもかかわらず、結果的には不適正な事務執行になったといわざるを得ない。

学校教育を所管する教育委員会が発行した副読本に、これだけ多くの誤った内容があったということは、はなはだ遺憾なことであり、教育行政にとっても信頼を失わせることとなる。

今後かかる事態を招かないためにもこの事業の総括を行い、役割分担や進行管理等様々な角度から問題点を洗い出し、その反省に立って今後の教育行政に活かされるよう望む。

2 久留米市の財政硬直化が一段と進み、財政改革が否応なしに迫られている中で、合併前からの事業であるとはいえ、特定の地域でしか実施されていない事業や、同様の事業でありながら保護者の負担割合を特に軽減しているままの事業があり、他の地域から見れば不公平な状態となっている。

それらの事業は、各4町区域に限定した事業に充てることを目的として設置された地域振興基金を財源として行われており、当該基金は合併後十年間で取り崩すこととなっている。基金がなくなれば事業は打ち切りとなるものであるが、継続的な維持管理費用の伴う事業であれば新たに財源を求めなければならないことも考えられる。こうした事業格差はできるだけ速やかになくすことが求められており、財源的に大変な状況であることも含めて、今後の事業遂行においては、様々な角度から十分検討しながら対応されたい。

3 審議会事務において、任期中途で交代している委員についての、委員からの辞任届等の提出や、解任の手続きがとられていないものがある。ほかにも、前任委員の解任手続等がなされていないために、新たに委嘱する委員と前任委員の任期が重複してしまっているものがある。

4 教育4事務所のあり方については、平成17年の合併から3年以上経過した中で、組織体制や本庁との事務配分等について必要の都度見直しが行われているようであるが、より効率的で効果的に

事務事業を遂行するためにはどのような形態が良いのか、改善すべきところはないかなど、コスト面も含め、問題意識を持って絶えず検証し、組織等を見直すこと。

- 5 学校施設整備については、老朽校舎の改築や耐震化の推進など多額の費用を要する事業が山積しているが、限られた予算の中で、工事等の優先順位を定めるに当たっては、透明性、公平性、緊急性等にかんがみ客観的基準によって全市一体的に決定すべきものと思われる。

合併後も、旧地域毎に、個別に対応されているように見受けられるので、対外的な説明責任が果たせるよう、取扱基準を設定し合理的な判断の下に事業を執行されたい。

財務監査

〔時間外勤務等の命令事務〕

時間外勤務手当について、時間数の認定に誤りがあり、支払額に不足が生じているものがある。

追給済 (田主丸総合支所・城島総合支所)

〔臨時職員等賃金支給事務〕

- 1 臨時職員の賃金で、遅刻・早退による欠勤時間数を、誤って算定して支払っているものがある。
戻入・追給済 (田主丸総合支所・北野総合支所・教育部)
- 2 出勤簿に、監査日より以降の日についてもすでに出勤の押印がなされているものや、出勤していたにもかかわらず押印がなされていないものがある。(教育部)

〔契約事務〕

- 1 事業実施伺いの決裁文書がないものがある。(教育部)
- 2 事業実施伺いに、特定事業者との随意契約の理由が記載されていないものがある。(教育部)
- 3 契約締結伺いに、契約保証金の免除理由及び適用条項の明記がなされないまま、納付を免除しているものがある。(田主丸総合支所・教育部)
- 4 請書に別紙添付とする仕様書が添付されていないものや、契約書に仕様書が一体化されていないものがある。(北野総合支所・教育部)
- 5 契約書に、市長印(代表者印)の押印がないものがある。(三瀨総合支所)

〔旅費支給事務〕

出張(旅行)についての復命(報告)書は作成されているが、市費による交通費・宿泊費の負担がない旅行のためか、事前の旅行命令手続きや当日の支給処理に遺漏がみられるものがある。

(北野総合支所)

〔財産管理事務〕

行政財産の目的外使用について、申請及び許可等の手続きがなされずに使用されているものがある。(教育部)